

市民相談室のごあんない

市民相談室は、日常生活での困りごとや心配ごとの相談窓口です。
相談無料。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

予約・問合せ＝市民相談室 人権施策推進課内（内線 245・☎ 53-1568（直通））



相談種別	相談員	日 時	場 所
一般・人権相談	職員 人権啓発指導員	月～金曜 8時30分～17時15分	市民相談室 (電話相談可)
DV(ドメスティック・ バオレンス)・女性相談	女性相談員	月～金曜 8時30分～17時15分	専用電話 ☎ 52-6240
消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜 9時～16時	消費者センター ☎ 53-1583(直通)
法律相談【予約制】	弁護士	毎月第1・2・3水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
女性のための法律相談 【予約制】	女性弁護士	毎月第4水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
行政相談	行政相談委員	毎月第3木曜 13時～16時	市民相談室
人権相談	人権擁護委員	毎月第4木曜(7・12月除く) 13時～16時	三の丸会館
司法書士による法律相談 【予約制】	司法書士	毎月第1金曜 13時～16時20分(1人40分)	市民相談室
税務相談【予約制】	税理士	毎月第1木曜(3月除く) 13時～16時(1人30分)	市民相談室
外国人生活相談	相談員	毎週日曜 12時～15時	南部公民館

※祝日や年末年始は実施しません。また、相談日は変更になる場合があります。

※弁護士による法律相談の利用は、ひとり年度内2回までとさせていただきます。

振り込め詐欺等防止機能が付いた電話機購入に 補助金を交付します ～平成29年度分の申込受付を行います～

対象＝下記の全てにあてはまる人

- ① 市民であって、市内の居宅に設置するために下記補助対象機器を購入した人(1世帯1台限り、事業用は除く)
- ② 市税の滞納のない人
- ③ 使用状況等について市の行う調査に協力できる人

補助対象機器＝

振り込め詐欺や消費者被害を引き起こす可能性のある電話からの着信を自動で拒否する機能を持つ電話機、または電話機に接続して使用する機器。(別にナンバーディスプレイなどの番号表示サービスが必要になります。)

補助金額＝

電話機等の購入費の2分の1で、上限10,000円(100円未満は切り捨て)

募集件数＝

先着30人程度(申し込み先着順)

※応募状況や対象機種など、詳しくは、下記の市民相談室に問い合わせてください。

申込先・詳細・問合せ＝

市民相談室(人権施策推進課内)(内線245)



◆昭和17年5月2日～6月1日生まれの人へ…4月下旬に、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。(保険年金課 医療係)